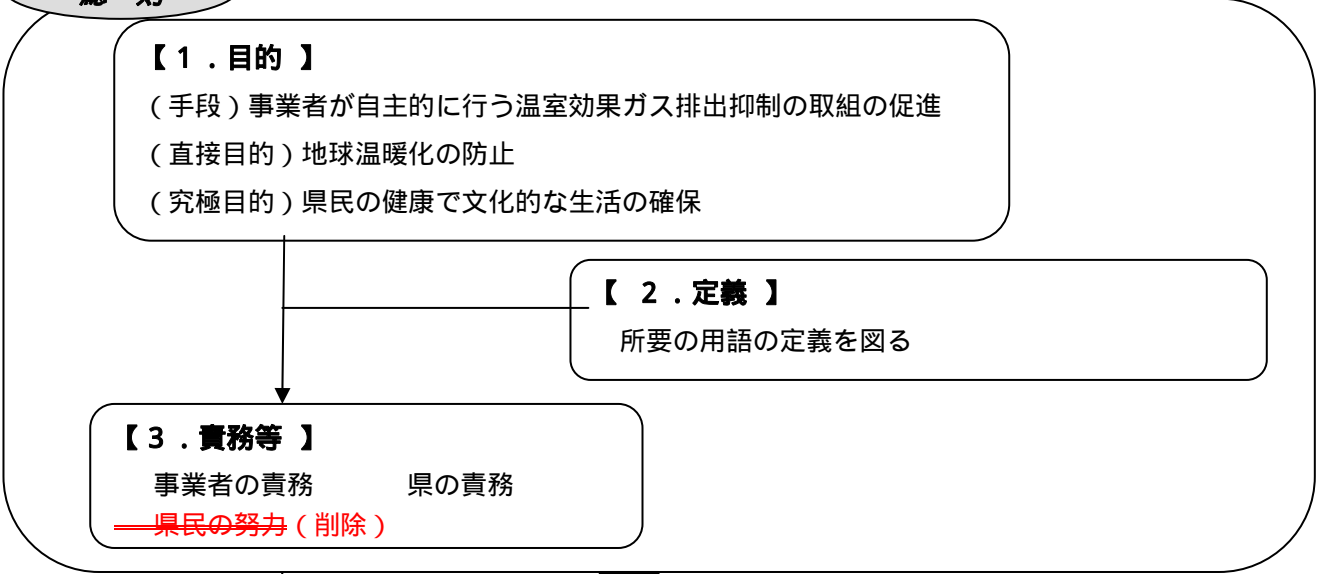


(仮称)千葉県温室効果ガス排出量の報告に関する条例骨子(案)修正箇所

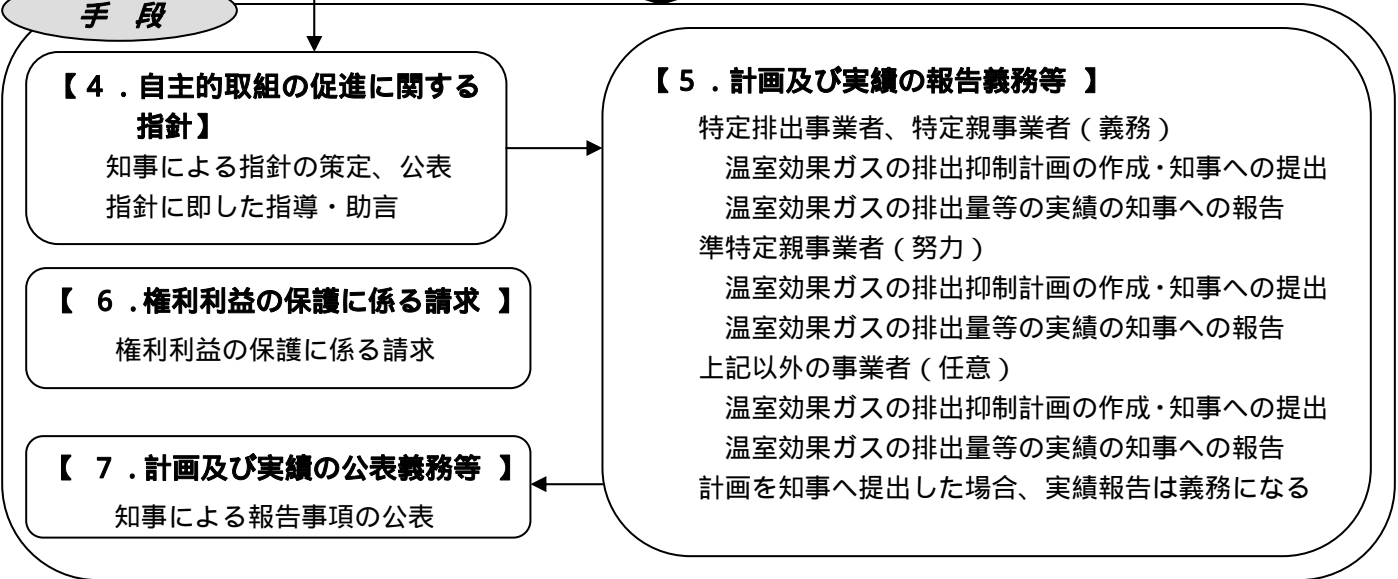
第2 条例骨子(案)

条例案基本構造図

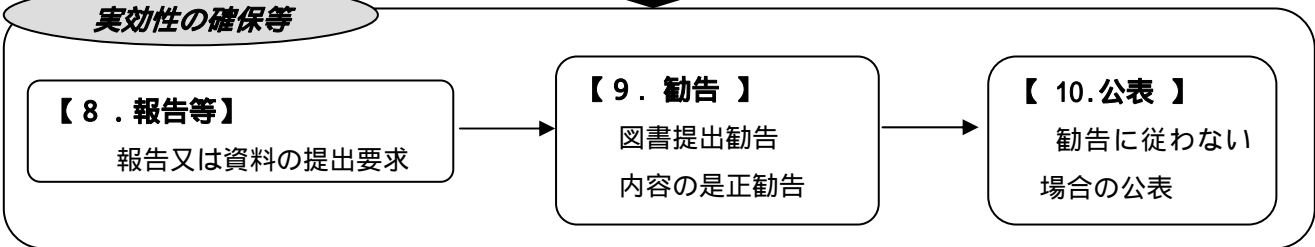
総則



手段



実効性の確保等



【11.附則】

施行期日 平成20年4月1日
経過措置 所要の経過措置を設ける

3. 責務等

「事業者」の責務

- ・事業者は、温室効果ガス排出の状況を把握するとともに、排出抑制のための自主的な取組を行うよう努めるものとする
- ・県が実施する地球温暖化防止対策に協力する

「県」の責務

- ・自主的取組の促進に向けて、必要な指導・助言及び効果的な公表に努める
- ・自らの事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講じる

~~「県民」の努力~~

- ~~・県が公表する温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等実績報告書を注視するものとする（削除）~~

【趣旨】

- 1 本条例の「特定排出事業者等」のみならず、およそ事業者全般に対し、温室効果ガス排出の抑制のための取組を自主的に行うことを求めたものです。
- 2 事業者が、温室効果ガス排出の抑制のための自主的な取組を促進するため、県は、適切な指導・助言、効果的な公表に努めることとしました。

指導・助言とは、「4. 自主的取組の促進に関する指針」に定められた方法に則り、温室効果ガス排出抑制計画書や温室効果ガス排出量等実績報告書の作成方法や、取組の方法について指導・助言するもので、あくまでも事業者の任意の協力により実現されるものです。

- ~~3 本条例は、事業者の取組に重点を置いたものであるが、県民において、県が公表する事業者ごとの自主的取組に関し注視していくものとししました。（削除）~~